

松島町業務委託一般競争入札適用基準

(目的)

第1条 この基準は、町が執行する業務委託の一般競争入札(条件付一般競争入札を含む。以下「一般競争入札等」という。)について必要な基準を定め、一般競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(対象業務)

第2条 一般競争入札等で業務委託契約を締結しようとする業務は、設計額が200万円以上の業務で、かつ建設工事に係る測量、設計及び調査の業務並びに行政施策に関わる各種計画策定業務を対象とする。ただし、災害復旧等の緊急を要する場合は、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、その他の業務について松島町契約事務審査委員会が認めた場合は、一般競争入札等で実施することができる。

(一般競争入札実施基準)

第3条 一般競争入札等の実施については、松島町条件付一般競争入札実施基準(平成14年4月1日施行)の例による。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。